

新潟県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要綱

1 目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 3(1)から(3)及び4(1)から(3)に規定する研修

実施主体は、新潟県又は新潟県が指定する研修事業者（以下「指定事業者」という。）とする。

なお、実施主体が新潟県である場合、中央福祉相談センターを実施機関とする。

(2) 3(4)及び4(4)に規定する研修

実施主体は新潟県とし、中央福祉相談センターを実施機関とする。

3 サービス管理責任者研修

(1) サービス管理責任者基礎研修

ア 研修対象者

指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

イ 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日付け障発 0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「部長通知」という。）別表1とし、その内容以上のものとする。

なお、部長通知別表1の標準カリキュラムは、同通知別表5と共通の内容とする。

(2) サービス管理責任者実践研修

ア 研修対象者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(2)の(二)に規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サー

ビス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

サービス管理責任者基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示第1号イの(1)に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設若しくは指定障害児通所支援事業所(以下「指定障害児入所支援施設等」という。)において通算して6月以上、同号イの(2)の(二)のbに規定する業務(以下「個別支援計画作成の業務」という。)に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

平成31年4月1日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(以下「旧サービス管理責任者告示」という。)第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧サービス管理責任者告示第1号イの(1)の(二)のbに規定する旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。)であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの(アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。)で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

サービス管理責任者告示第1号イの(2)の柱書きに定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者若しくは従事しようとする者。

この場合にあつては、 に定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又は に定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

イ 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、部長通知別表2とし、その内容以上のものとする。

なお、部長通知別表2の標準カリキュラムは、同通知別表6と共通の内容とする。

(3) サービス管理責任者更新研修

ア 研修対象者

サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

サービス管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に於いての業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

イ 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、部長通知別表3とし、その内容以上のものとする。

なお、部長通知別表3の標準カリキュラムは、同通知別表7と共通の内容とする。

(4) サービス管理責任者専門コース別研修

ア 研修対象者

上記(1)の研修対象者

イ 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、部長通知別表4とし、この内容を参考に実施するものとする。

なお、部長通知別表4の標準カリキュラムは同通知別表8並びに相談支援従事者研修事業の実施について(平成18年4月21日付け障発第0830004号。以下「相談支援従事者研修事業通知」という。)別表3の1、6及び7と共通の内容とする。

4 児童発達支援管理責任者研修

(1) 児童発達支援管理責任者基礎研修

ア 研修対象者

指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

イ 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、部長通知別表5とし、その内容以上のものとする。

(2) 児童発達支援管理責任者実践研修

ア 研修対象者

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。)第2号イに規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害児入所施設等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

なお、児童発達支援管理責任者告示第1号に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関(療養病床関係病室に限る。)等以外での実務経験が3年以上必要であることに留意すること。

児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において児童発達支援管理責任者告示第1号に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して6月以上、第2号口の(2)に規定する業務(以下「障害時個別支援計画作成の業務」という。)に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しよ

うとする者。

平成31年4月1日において改正前の障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「旧児童発達支援管理責任者告示」という。)第2号の規定に該当する者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。)であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となった者(に定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はに定める期間、障害時個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。)で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

児童発達支援管理責任者告示第2号柱書きに定める期間内に児童発達支援管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

この場合にあっては、に定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又はに定める期間、障害時個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

イ 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、部長通知別表6とし、その内容以上のものとする。

(3) 児童発達支援管理責任者更新研修

ア 研修対象者

児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に於いての業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

イ 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、部長通知別表7とし、その内容以上のものとする。

(4) 児童発達支援管理責任者研修専門コース別研修

ア 研修対象者

上記(1)の研修対象者

イ 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、部長通知別表8とし、この内容を参考に実施するものとする。

なお、部長通知別表8の標準カリキュラムは同通知別表4並びに相談支援従事者研修事業通知別表3の1、6及び7と共通の内容とする。

5 実施方法

実施主体が新潟県である場合、次のとおり実施するものとする。

なお、実施主体が指定事業者である場合については、7に定める事項のとおりとする。

(1) 実施計画

中央福祉相談センター所長（以下「所長」という。）は、研修について実施計画を作成したときは、関係機関への通知及びホームページへの掲載等により周知するとともに、障害福祉課長に報告する。

(2) 講師

講師は、国が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者又はこれに準ずる者が務めるものとする。

(3) 受講者の決定等

ア 3(1)及び4(1)に規定する研修については、原則、新潟県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等（開設予定を含む。以下同じ。）において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事しようとする者を、研修を受講する者（以下「受講者」という。）として決定する。

イ 3(2)及び(3)並びに4(2)及び(3)に規定する研修については、原則、新潟県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において、サービス管理責任者等として従事している者又は従事しようとする者を受講者として決定する。

ウ 受講者は、本人の所属する機関等からの申込みにより所長が決定し、当該機関の長等に通知する。

エ 所長は、受講者を決定したときは、受講者の氏名等を障害福祉課長に報告する。

(4) 費用負担

ア 研修実施に要する費用のうち資料等に係る実費相当部分については受講者が負担するものとする。

イ アに規定する負担額は、研修の都度所長が定める。

(5) 修了証書の交付

ア 知事は、別紙1又は別紙2の様式により、研修を修了した者（以下「修了者」という。）に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 3(2)及び(3)並びに4(2)及び(3)に規定する研修の修了者に交付する修了証書については、サービス管理責任者告示又は児童発達支援管理責任者告示の規定により、次に更新研修を修了すべき期日を記載するものとする。

ウ 修了証書を紛失等した修了者から、過去に実施した研修を修了した事実を証明する求めがあり、事実と認められる場合は、当該事実を証明する書面を交付するものとする。

(6) 実施結果報告

所長は、研修が終了したときは、その都度結果を障害福祉課長に報告する。

6 修了者名簿の管理等

知事は、修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

7 研修事業者の指定

部長通知9の規定による研修事業者の指定は、その指定を受けようとする者の申請により、知事が行うものとし、指定の要件及び申請手続等に関して必要な事項は別に定める。

8 その他

- (1) 受講者及び関係者は、研修で知り得た個人情報等の秘密を保持するものとする。
- (2) 3(4)及び4(4)に規定する研修について、はまぐみ小児療育センター及び精神保健福祉センターは、研修内容等により研修の実施について必要な協力を行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、中央福祉相談センターが行う研修の実施に必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(別紙1)

第 号

修了証書

氏 名

生年月日 (元号) 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定めるサービス管理責任者
研修を修了したことを証します。

(次に更新研修を修了すべき期日は(元号) 年度
末です。)

(元号) 年 月 日

新潟県知事

印

(別紙2)

第 号

修了証書

氏 名

生年月日 (元号) 年 月 日

あなたは、こども家庭庁の定める児童発達支援管理
責任者 研修を修了したことを証します。

(次に更新研修を修了すべき期日は(元号) 年度
末です。)

(元号) 年 月 日

新潟県知事

印